

議第6号

岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和5年3月17日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長

堀 貴 雄

(提案理由)

博物館法の改正に伴う改正。

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十（略）

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規則の制定又は改廃に関すること。

十二から二十（略）

## 岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則の概要

### 1 前提となる事実

博物館法の改正に伴い、関係する教育委員会規則の改正を行うもの。

### 2 施行日

令和5年4月1日

### 3 内容（一部改正）

#### ○岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

- ・ 博物館法の改正に伴う所要の規定の整備

岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年 月 日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴雄

## 岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「第十号」を「第十一号」に改め、同項中第十号を第十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

十四 博物館法施行規則第二十六条の規定による報告の要求

第三条第一項第九号を削り、同項第八号中「第二十四条」を「第二十五条」に、「博物館に相当する施設の指定の取消し」を「報告の受理」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第七号中「第二十九条」を「第三十一条第一項から第四項まで」に改め、「指定」の下に「及び指定の取消し、公表並びに指導及び助言」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第六号中「第十五条第二項」を「第二十条第二項」に改め、「抹消」の下に「及び公表」を加え、同号を同項第十号とし、同項第五号中「第十四条第一項」を「第十九条第一項及び第三項」に改め、「取消し」の下に「及び公表」を加え、同号を同項第十号とし、同号の前に次の三号を加える。

七 博物館法第十六条の規定による定期報告の受理

八 博物館法第十七条の規定による報告又は資料の提出の要求

九 博物館法第十八条第一項及び第二項の規定による勧告及び命令

第三条第一項第四号中「第十三条第二項」を「第十五条第二項」に改め、「変更登録」の下に「及び公表」を加え、同号を同項第六号とし、同号の前に次の二号を加える。

四 博物館法第十三条第三項（博物館法第十八条第三項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見聴取

五 博物館法第十四条第二項の規定による公表

第三条第二項中「第九号及び第十号」を「第五号、第六号、第十号から第十二号まで

及び第十五号」に、「第十号にあつては、」を「第六号及び第十号から第十二号までにあつては公表に係る部分、第十五号にあつては」に改める。

### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号）新旧対照表

第一条及び第二条 略

（新）

（補助執行）

第三条 環境生活部長に、次に掲げる事務（当該事務に係る教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃を除く。）を補助執行させる。

一及び二 略

三 博物館法第十一条の規定による博物館の登録

四 博物館法第十二条第三項（博物館法第十八条第三項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見聴取

五 博物館法第十四条第二項の規定による公表

六 博物館法第十五条第二項の規定による博物館の変更登録及び公表

七 博物館法第十六条の規定による定期報告の受理

八 博物館法第十七条の規定による報告又は資料の提出の要求

九 博物館法第十八条第一項及び第二項の規定による勧告及び命令

十 博物館法第十九条第一項及び第三項の規定による博物館の登録の取消し及び公表

十一 博物館法第二十条第二項の規定による博物館の抹消及び公表

十二 博物館法第三十一条第一項から第四項までの規定による博物館に相当する施設の指定及び指定の取消し、公表並びに指導及び助言

十三 博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第二十五条の規定による報告の受理

十四 博物館法施行規則第二十六条の規定による報告の要求

十五 略

2 前項の規定により同項第一号、第五号、第六号、第十号から第十二号まで及び第十五号に掲げる事務（第六号及び第十号から第十二号までにあつては公表に係る部分、第十五号にあつては軽易な事項に限る。）を補助執行させる場合における当該事務に関する決裁については、環境生活部長に専決させるものとする。

3 略

第一条及び第二条 略

（旧）

（補助執行）

第三条 環境生活部長に、次に掲げる事務（当該事務に係る教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃を除く。）を補助執行させる。

一及び二 略

三 博物館法第十条の規定による博物館の登録

四 博物館法第十三条第二項の規定による博物館の変更登録

五 博物館法第十四条第一項の規定による博物館の登録の取消し

六 博物館法第十五条第二項の規定による博物館の登録の抹消

七 博物館法第二十九条の規定による博物館に相当する施設の指定

八 博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第二十四条の規定による博物館に相当する施設の指定の取消し

九 博物館の登録に関する規則（昭和二十七年岐阜県教育委員会規則第九号）の規定により教育委員会が行う事務

十 略

2 前項の規定により同項第一号、第九号及び第十号に掲げる事務（第十号にあつては、軽易な事項に限る。）を補助執行させる場合における当該事務に関する決裁については、環境生活部長に専決させるものとする。

3 略

附  
則  
略

附  
則  
略